【会議記録一令和4年10月14日-20221014 個人情報保護検討委員会】

- **1 開催日時** 令和 4 年10月14日(金) 11時35分~15時45分
- 2 開催場所 議会中会議室
- 3 出席者
 - (1) 出席議員

委員長 国松 誠

委員 河本 文雄、武田 翔、永田 てるじ、くさか 景子、石川 裕憲、 佐々木 正行、井坂 新哉、近藤 大輔、池田 東一郎

(2) 議会局出席者

局長 浦邊 哲、副局長兼総務課長 高瀬 正明 管理担当課長兼総務課副課長 佐藤 徹、経理課長 奥澤 陽一 議事課長 井上 実、政策調査課長 大河原 邦治

4 議事

県議会における個人情報の保護に関する条例制定に向けた検討について

「個人情報保護検討委員会報告書(案)」について各委員が会派に持帰り検討し、本日2回目の委員会において協議することとなった。(資料)

く質疑概要>

(佐々木委員) 2ページの「3 検討結果」の「(3)改正法に記載されている項目 のうち議会条例から削除する条項について」において、共産党から反対意見があったと記載があるが、ここに記載するのはいかがなものか。 検討結果を記載するべきであるにもかかわらず、検討経過が記載されており、違和感がある。「2 検討経過」の10月13日のところに記載すべきではないか。

また、反対意見を書くのであれば、賛成意見も書くべきだと考える。 (池田委員) 「3 検討結果」に反対意見を書いているのは、前例があるからか。 (管理担当課長) 過去の報告書では、検討項目について、意見が出た会派が明示されている。

- (局長) 最近の例では、今年行われた議員定数等検討委員会の報告書において、反対意見を簡潔に記載している。今回、他の項目には全会一致だったが、この項目のみ反対会派があったため、その旨を記載している。
- (佐々木委員) 共産党の意見は途中の経緯なので、検討結果に書くべきなのか違和 感がある。
- (局長) 経緯に関しては、さまざまな意見があったため、最後の結論の中で 記載している。決を取った結果、反対意見があったものについては、 議員定数等検討委員会の報告書でも検討結果の中で触れているため、 今回もこのようにした。
- (佐々木委員) 賛成意見も反対意見もあるので、結果だけ記載すれば、意見は書かなくてもいいのではないか。
- (池田委員) これを持ち帰って、団会議に諮って「ここは直したほうがよい」と

意見を出せるものなのか。

(管理担当課長) 委員お見込みのとおりです。

《 12:00 ~ 15:30 休憩 》

「個人情報保護検討委員会報告書(案)」については、各会派からの意見を踏まえ調整し、次回の委員会において再度提示することとなった。

<質疑概要>

(河本委員) 自民党としては、検討結果の中に、経緯があるのは違和感がある。も う一度、過去の報告書ではどういった例があったのか伺いたい。

(局長) 最近の例では、議員定数等検討委員会の報告書になるが、それ以前の ものも含めて確認をしたところ、検討結果ではなく「その他の意見」と して項目を立てて入れていた。また、どこの党がどのような意見を言っ たというような表現ではなく、委員として意見があったと記載する報告 書がどちらかというと多かった。

(石川委員) 引き続き調整をお願いしたい。

(佐々木委員) 団会議を開き、報告書案について検討を行ったが、共産党の反対意見 は、検討結果からは削除していただきたい。

(井坂委員) 委員長案で問題ないと考えるが、調整していただければと思う。少数 意見が報告書に記載されるよう配慮願いたい。

(近藤委員) 委員長の方で調整をお願いしたい。

(池田委員) 調整をお願いしたい。

次回の個人情報保護検討委員会については、11月18日に実施することとした。

以上